平成２４年（フ）第１４７０４号
茨城県土浦市右籾1296下村住宅
破産者　鶴町光比古
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０５号
東京都練馬区三原台２丁目17番22号
破産者　有限会社アールクリオ
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０６号
東京都練馬区土支田３丁目20―15　ホワイトコーポ１－Ｄ
破産者　篠山　高典
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０７号
東京都江戸川区松江３丁目15番６号
破産者　有限会社イイジマ
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０８号
千葉県船橋市前貝塚町311―８
破産者　飯嶋　　努
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７５０号
東京都小金井市東町５―24―９―203、住民票上の住所東京都三鷹市下連雀４丁目17―４―104
破産者　桑畑　弘明
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７５１号
東京都目黒区中町１丁目40番７号
破産者　エヌコムデザイン株式会社
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７５２号
東京都大田区南雪谷１－３－３―605、住民票上の住所東京都目黒区中町１丁目40―７―204　ＨＦ学芸大学レジデンスⅡ
破産者　高場　信介
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７５４号
東京都荒川区南千住８－８－１―1930、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区梅田６丁目24番14号
破産者　株式会社ワープインターナショナル
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７６０号
東京都台東区台東１丁目27番11号
破産者　株式会社美輪協同設計事務所
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７６１号
東京都北区田端１丁目22―３―202
破産者　飯田　佳夫
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３７６号
東京都江東区東雲１丁目９―32―3701
破産者　井上　令枝
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４４１号
東京都港区南麻布２丁目２―28―807
破産者　成瀬　直邦
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４７２号
東京都国分寺市東戸倉２丁目36―７　サンハイツＥ戸倉205
破産者　山本　康司
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７６号
神奈川県川崎市宮前区野川1273―５
破産者　岡安　純子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５９６号
東京都昭島市昭和町１丁目４―11―102
破産者　薄井　喜一
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６２０号
東京都立川市上砂町１丁目11―26―118
破産者　永嶋　康雄
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６２１号
東京都立川市上砂町１丁目11―26―118
破産者　永嶋テツ子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６３２号
神奈川県横浜市青葉区奈良町2913　奈良北団地１棟606
破産者　吉野　春樹
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６３９号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44―８―302
破産者　池上　訓司
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部